

丹波市男女共同参画審議会委員 公募要領

丹波市では、丹波市男女共同参画推進条例（平成31年条例第4号）第25条に基づき、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として「丹波市男女共同参画審議会」を設置しています。

委員は、識見を有する者、関係団体から推薦を受けた者及び公募による市民で構成されています。

ついては、男女共同参画の推進に関してのご意見やご提言をいただく、丹波市男女共同参画審議会の委員を公募します。

1 募 集 名 丹波市男女共同参画審議会委員

2 募集人数 2人

3 応募要件

次のすべての要件を満たす方

- (1) 市内に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方で満18歳以上の方（令和7年4月1日現在）
- (2) 平日昼間に開催する会議に出席できる方
- (3) 男女共同参画に関心があり、意見を述べることができる方
- (4) 丹波市議会の議員及び丹波市の職員でない方

4 任 期

令和7年7月1日から令和9年6月30日の2ヵ年
（年間2回程度の会議開催を予定しています。）

5 募集期間

令和7年5月2日（金）～令和7年5月31日（土）午後6時 [必着]

6 所掌事務

男女共同参画の推進に関する重要な事項について、調査審議すること。

※過去の審議会の活動内容等については、本市ウェブサイトに掲載しています。

また、「丹波市男女共同参画条例」や「第4次丹波市男女共同参画計画」についても、本市ウェブサイトに掲載しておりますので、下記アドレスからご覧ください。

「丹波市男女共同参画推進条例」

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/jinkenkehatsusenta/gyomuannai/7/3142.html>



「第4次丹波市男女共同参画計画」

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/jinkenkehatsusenta/gyomuannai/5/1/2852.html>



7 応募書類及び方法

次の書類を、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

(1) 応募用紙(様式第1号)

(2) 小論文(A4サイズの用紙(任意様式)に600字程度)

次のテーマのうち1つを選択してください。

テーマ①：丹波市がめざす男女共同参画社会に向けて、自分ができること

テーマ②：あらゆる分野における女性の社会参画(女性活躍推進)について

※男女共同参画センター(丹波ゆめタウン内)、第2庁舎、春日庁舎、健康センターミルネ、各支所及び住民センターで応募用紙等を配布します。

また、下記の本市ウェブサイトに応募用紙等を掲載します。(ダウンロードが可能です)

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/jinkenkehatsusenta/gyomuannai/4/2/10809.html>



※提出された書類の返却はいたしません。

8 選考方法

応募用紙及び小論文をもとに総合的に審査、決定し、選考結果は応募者全員に文書で通知します。

9 報酬等

規定に基づき、報酬として1回(半日)3,500円を、費用弁償として旅費相当額をそれぞれ支給します。

10 提出先・連絡先

丹波市役所まちづくり部人権啓発センター男女共同参画推進係(担当:宮野)

〒669-3467

丹波市氷上町本郷300番地 丹波市男女共同参画センター(丹波ゆめタウン内)

TEL 0795-82-8684

(開館時間:10:00~18:00

休館:月曜日)

E-mail:danjyo-center@city.tamba.lg.jp